

明細書発行体制について

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、保健医療機関及び保健医療養担当規則に基づき、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、算定した診療報酬のほか、行われた検査の名称等が記載されるものですので、その点を御理解いただいたうえで、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

令和7年5月

神奈川県立煤ヶ谷診療所